

瀬戸内海の地域社会

愛媛大法文学部 篠 崎 勝

「『磯は地付、沖は入会』が江戸時代からの原則といわれるが、瀬戸内海ではそうではなかった。」
「瀬戸内では、漁場境が村境で沖合の海面まで分けられており」、「漁場境が藩境と一致した形で
きめられていた。」と、岡山大学の河野通博教授は指摘している。瀬戸内沿岸では、特定の「地域」
・「海域」をふくんだ境域が村であり郡であり藩であったと言える。瀬戸内海は、多数の地域住民
社会集団の広範な集合体だったのである。

これらの村と藩は、明治維新期の廃藩置県、大小区制郡区町村制、市町村制、郡県制に再編成さ
れ、強い国家権力の統轄を受けながらも、徐々にではあるが、地域住民の自治体として成長しはじ
める。その土台となったのは、言うまでもなく、瀬戸内沿岸地域社会における資本主義の発達と、
それにとまらぬ住民自治の要求であった。

瀬戸内沿岸の主要な産業は、農・漁業、製塩業のほか第一次大戦ごろまでは、綿糸紡績業・綿織
物業・人絹製造業などが機械制工業の大半をしめ、その他では、造船、製鋼・製銅業、海軍工廠な
どが目立っていた。第一次大戦中から広島県・山口県に重化学工業が勃興した。第一次大戦後にお
ける労農運動・社会運動の高まりと「大正デモクラシー」の風潮のなかで、地域住民の公民権・参
政権・自治権が次第に強まり、郡制廃止、市町村における三級・二級選挙制の廃止、国政における
普通選挙権が実現した。すでに知事公選の要求も出ており、婦人参政の第一歩とも言うべき法案が
衆議院を通過するまでに進んでいた。この地域住民の自治権の伸長と自治体の民主的発展の展望を
断ち切ったのは、1928（昭和3）年くらい強まってきたファシズムの風潮と1931（昭和6）
年くらい15年間続いた戦争であった。

瀬戸内の海と海岸線を重化学工業地帯に変えていったのも、この戦争であった。広島県では、広
島・呉を中心に、東は竹原・忠海から西は大竹に至る瀬戸内沿岸一帯に軍需工場と下請け工場が建
立し、山口県では徳山海軍燃料廠・光海軍工廠・岩国陸軍燃料廠をはじめとして、周防灘沿岸は、
ひとつづきの重化学工業廊下を形成した。

瀬戸内海の「開発」構想は、この戦争の落し子として、「紀元2600年」といわれた1940
（昭和15）年、「近衛新体制」のもとで、「日満支」を結ぶ一大国土計画の一環として生み出さ
れた。近衛内閣のブレーンといわれた昭和研究会は、「新工業基地を設定すること」、「新工業基
地設定地域に対しては、交通・電力・住宅・金融の施設、埋立てその他立地の造成、租税上の特典
等を考慮すること」を提言し、政府は、これをふまえて、「国土計画設置要綱」を決定した。この
「国土計画」は、太平洋戦争の勃発後、「大東亜国土計画」に発展し、敗戦により、「大東亜国土

計画」は瓦解したが、内務省国土局は、戦時中から担当してきた国内の国土計画をあらためて、戦後復興のために活用しようとして、1945（昭和20）年、「国土計画基本方針」を立て、各地方長官にあて「国土計画並に地方計画策定」を指示し、1950（昭和25）年を目標に産業の復興を実現することをめざした。ついで、内務省国土局は、1947（昭和22）年4月、「地方計画策定要綱」と「特定地域の総合開発事業策定実施要綱」を各地方長官に指示した。

この年5月、新憲法と同時に地方自治法が施行され、新しい自治体として発足した都道府県は、内務省国土局の指示にしたがい、この年から翌年にかけて、各府県計画及び各府県内特定地域開発計画を立てた。各府県から出された特定地域開発計画は、20府県22地域にのぼり、このうち15地域がとりあげられた。この15地域のうちに、瀬戸内沿岸地域はふくまれていない。（中・四国では、大山・隼山と島根半島があげられていた。別に宇部が炭鉱整備特別地域とされていた）

内務省廃止後は、経済安定本部が国土計画・地方計画を担当し、1950（昭和25）年2月・「地方計画目標参考試案」（昭和24年～同28年の5カ年計画）を指示した。これにもとづき、各府県では、総合開発計画を立て、瀬戸内沿岸では、大分県が大分振興計画（1950年）、山口県が山口総合開発計画（1951年）、広島県が広島県第一次生産県計画（1952年）を立案した。

こうした全国各府県の総合開発計画の促進をはかるため、政府は、1950（昭和25）年5月、「国土総合開発法」を公布施行した。これは、全国計画・地方計画・都府県計画・特定地域計画の四本立てで、特定地域開発に重点がおかれていた。特定地域の基準は、「資源の開発が十分行われていない地域」とされ、全国42都府県の51地域が特定地域にあげられた。この51地域のうちに、瀬戸内沿岸としては兵庫県の播磨地域があげられているが、中・四国としては、岡山県の備北地域、広島県の芸北地域、山口県の錦川地域、徳島県の那賀川地域、愛媛・高知両県の四国西南地域が入っており、いずれも、いわゆる「後進地域」と見なされている地域であった。だから、工業地域の復興を主張する通産省は、工業地帯整備を優先させるべきだとして、北九州地域を「特定地域」にわりこませたりした。

「特定地域」＝「後進地域」開発に重点をおいて発足した国土総合開発は、朝鮮戦争の特需による工業生産の発展にともなって、1952（昭和27）年以後、開発の重点を工業と電源開発に移した。この年、国土総合開発法の改正が行なわれて、新たに「調査地域」の指定が追加され、1958（昭和28）年7月、全国で10地域が「調査地域」に指定された。瀬戸内沿岸地域が戦後の国土総合開発計画の対象として浮びあがってきたのはこの時であった。

第二次大戦中、軍需工業を軸とする重化学工業地帯として「開発」されはじめた瀬戸内沿岸地域が戦後、朝鮮戦争勃発を契機として、息を吹きかえした独占資本によって、再び「開発」の重点地域として注目され初めたのである。東京湾・有明海とともに「調査地域」10地域のうちにあげられた「瀬戸内海」地域は、面積2,2120キロ平方メートル、人口7,992,812人をふくむ地域で「開発」の「主導目標」は「工業」におかれ、「副次目標」が「水産」と「観光」であった。中

・四国では、瀬戸内海のほかに、吉野川・高梁川があげられていたが、いずれも電源開発が「主導目標」であった。また、すでに「特定地域」に指定されていた芸北・錦川・四国西南の開発計画が55（昭和30）年に、那賀川・吉野川の開発計画が56（昭和31）年に、それぞれ閣議決定したが、いずれも電源開発・工業立地条件整備が優先し、林産・水産資源開発は副次的に取扱われていた。

この国土総合開発政策により、電源開発だけが異常に進展し、ダム建設の行われた市町村と住民は、事業費の負担や立退きを強いられ、住民に安く電力を供給することも本点燈部落の解消に役立てることもできず、国土総合開発法による特定地域開発は、地域住民のための開発とはならなかったといわれている。

また、このころ、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海沿岸では製錬・石油資本によるコンビナート建設が始まり、海面の埋立が進められた。岡山県では、すでに51（昭和26）年以来、第一次三木県政のもとで、水島地区の埋立てが進められ、55（昭和30）年以来第二次三木県政の県政10カ年計画により、水島臨海工業地帯の整備が進み、58（昭和33）年、県と三菱石油・川崎製鉄との誘致協定が結ばれ、石油・鉄・重電機の三本立てでコンビナート建設が進められた。山口県では、55（昭和30）年、工場誘致条例をつくり光海軍工廠跡に八幡製鉄が徳山海軍燃料廠跡に日本鉱業（56年）・三井石油化学（58年）が誘致された。ついで59（昭和34）年、県は工場新設奨励条例を徳山市、防府市は工場設置奨励条例をつくった。大分県では、59（昭和34）年、大分臨海工業地帯建設に着手し、大規模な埋立てを進めた。

政府は、1958（昭和33）年、播磨工業地帯・和歌山県北工業地帯・駿河湾工業地帯の整備を決定し、59（昭和34）年以来、その他の新規工業地帯開発に乗り出した。1960（昭和35）年の四国開発促進法、中国開発法は、ともに工業化の基盤整備を目的としていた。

このころからはじまった新規臨海工業地帯造成の計画は、当然、大規模な海面埋立てを実行しようとするもので、59（昭和34）年、建設・通産・運輸三省が自民党案を入れて作成した臨海工業地帯開発公団案では、全国29地域を対象として、臨海部に8,000万坪の工業用地造成を計画し、瀬戸内沿岸では、大阪・加古川・高砂・網干・赤穂・岡山・水島・玉島・福山・松永・竹原・呉・三田尻・長府・門司・小倉・苅田・大分・鶴崎・壬生川・西条・観音寺があげられていた。この臨海工業地帯開発公団案は実現しなかったが、ここにもられた瀬戸内海開発構想は、60年以後、池田内閣の所得倍増政策にともなう高度経済成長のなかで、新産業都市建設・全国組合開発計画にひきつかれていく。

1962（昭和37）年に政府が決めた全国総合開発計画は、全国を過密地域・整備地域・開発地域に区分した。過密地域とされた東京・名古屋・大阪以外で、これら三大都市と関連の濃厚な地域（関東・東海・近畿・北陸）を整備地域とし、北海道・東北・中国・四国・九州を開発地域とした。この開発計画の実現のために制定されたのが新産業都市建設促進法であった。また、それに付属して出されたのが低開発地域工業開発促進法（61年）であった。

1960（昭和35）年に発足した自治省は、同年、地方開発基幹都市構想を立て、瀬戸内沿岸

では、岡山県南・広島・呉を100万都市、相生・赤穂と徳島周辺を50万都市、高松と新居浜・西条と大分を30万都市として「開発」することを構想した。同じ年に建設省は、広域都市建設計画で岡山県南と広島・呉を30万～50万都市とする構想を立て、翌61（昭和36）年、通産省は、中・四国と九州に大規模な重化学工業地帯を造成し、コンビナートを建設するため、岡山・玉野・水島・玉島と鳴門・徳島・小松島と大分・鶴崎を地方開発中核都市とし、東予を地方開発都市とすることを構想した。

こうした開発構想がまとめられて、62（昭和37）年、新産業都市建設計画が打ち出され、翌63（昭和38）年7月、瀬戸内沿岸地域では、岡山県南、大分・鶴崎、東予、徳島が新産都に指定されたことは、周知の通りである。

兵庫県では、64（昭和39）年、播磨灘一帯が工業整備地域に指定され、岡山県では水島工業地帯を中核とする100万都市を実現しようとした岡山県南広域都市案が63（昭和38）年に流産したが、水島コンビナートの埋立地には約50社が進出し、鉄鋼、石油精製、石油化学の巨大な集積が進み、69（昭和44）年には岡南工業地域・水島工業地域と広島県の福山・笠岡の備後工業整備特別地域と香川県の坂出工業地域とを瀬戸大橋で結んだ東瀬戸圏構想を打ち出した。香川県では、68（昭和43）年に起工された高知県の早明浦ダムから水を引き、坂出の番の州に臨海工業地帯を造成する計画を進め、アジア石油・三菱化成・川崎重工・四国電力などが進出した。山口県では、63（昭和38）年、徳山を中心とし、東光、下松から西は新南陽・防府にいたる地域が工業整備特別地域に指定され、68（昭和43）年には柳井市も編入された。大分県では、67（昭和42）年、埋立地に石油化学コンビナートが造られ、70（昭和45）年には新日鉄の世界最大の鋳鉄炉建設が始められた。

こうした瀬戸内海の「開発」が、69（昭和44）年に決められた新全国総合開発計画にひきつがれたことは言うまでもない。60年代における瀬戸内海開発が進行するなかで、瀬戸内沿岸の埋立てが進み、水質と大気汚染がひどくなり、漁業はそこなわれ、地域住民の生活環境は悪化し、自治体の財政負担は増加し、広域行政と地方自治の形骸化が進行し、「明治百年」といわれた68（昭和43）年から万博の開かれた70（昭和45）年を経て、列島改造を主張する田中角栄内閣が成立する72（昭和47）年に至って、その矛盾は最高潮に達した。60年代後半から公害反対の住民運動が高まってきたのも当然であった。

「明治百年」にあたって、田中角栄は「日本列島改造の青写真」という論文を文芸春秋にのせ、「高速度交通網が整備されれば全国すべてが開発の可能性をもつ。日本全体が一つのメガロポリスとなる」、「本土と四国を連絡する橋が三本かかれば、四国は巨大な工業基地となる」、「これまで見すてられていた離島が一大化学工業基地となる」、「新しい廃藩置県を考えたらどうか。現実の都道府県は百年前の行政区画である。加えて、都道府県の財政支出の50%は人件費である。いねば一種の中間搾取機関ともいえる都道府県区画は必要なものであろうか」と述べた。

地域住民の自治体である都道府県を国の「行政区画」とみなし、「中間搾取機関」だときめつけて、その廃止を「新しい廃藩置県」という表現で国民にアピールした田中角栄の提言は、「明治百

年」に「廃県置州」を断行せよ、という松下幸之助の主張と一致している。日本の山を削って海を埋立て国土を増やせ、という松下幸之助の提言が、田中角栄の「日本列島改造の青写真」と符節を合わせていることも当然である。当時の首相佐藤栄作は、NHK総合テレビ番組「総理と語る」で「四国の四県を廃して一つにするがよい。明治の初めの廃藩置県を断行した先人の偉業を思えば、明治百年をむかえて、新しい地方制度を実行すべきである」と明言した。「新しい地方制度」の構想は、佐藤栄作の兄岸信介が首相であった57（昭和32）年当時、すでに、地方制度調査会が、その第四次答申で都道府県を廃止して、全国をいくつかの「地方」に分け、「地方庁」を設けて、内閣総理大臣が任命する「地方長」を置く、という案を打ち出しており、自民党は結党いらい、その実現をめざして中央集権化政策を進めてきた。

1955（昭和30）年11月、保守合同によって生まれた自民党は、結党直後のこの年12月地財法を制定し、翌56（昭和31）年6月には地方自治法を改めて国と都道府県と市町村との関係を事実上、上・中・下のタテの系列に位置づけるとともに、任命制教委法を定めて、教育行財政を地域住民から遊離させ、文部省の下で都道府県教委をおき、その下に市町村教委をおく中央集権体制をかためた。憲法改正をとえなえる自民党政府は、憲法と同時に施行された地方自治法が憲法にうたわれた「自治の本旨」にもとづいて、都道府県市町村に同格の自治体であり、しかも、国と自治体はタテの関係で律すべきものではない、とした「法の本質」をゆがめ、都道府県を国の「行政区画」化しようとしたのである。

自民党政府の手で進められてきた国土総合開発・地域開発政策が、広域行政の名の下に地域住民の自治性を形骸化し、道州制を実現しようとする方向に歩調を合わせて進められてきたことは当然であった。岸内閣のあとをうけた池田内閣は、道州制への第一歩として、府県合併をめざした。所得倍増政策にともなう国土総合開発計画・新産都建設をきめた直後の64（昭和39）年4月に、自治省は府県合併促進法案要綱を策定した。通産相河野一郎が、瀬戸内海沿岸11府県の知事を集めて「くれない丸」船上で瀬戸内海総合開発懇談会を開いたのは、府県合併促進法案要綱が出された直後のこの年6月であった。瀬戸内海の「開発」構想と中・四国各県の合併促進構想とは、相互に関連しながら進められていたのである。池田内閣のあとをついだ佐藤内閣は66（昭和41）年4月、府県合併特例法案を国会に提出した。これは成立しなかったが、その翌年67（昭和42）年にも、そのまた翌年の68（昭和43）年（「明治百年」）にもしつように、これを提出し続けた。

毎日新聞は、68（昭和43）年3月6日付の社説で「府県合併特例法案の成立を」と題し、「現在の都道府県は（中略）いまの社会の実情に合わなくなっている。（中略）府県合併による広域行政化によって地方自治体の行政費の節約や行政能力の増進が期待できる。（中略）府県の合併は時代の要求であって、その実現を急ぐべきである」と主張した。この時、田中角栄や松下幸之助は、府県合併の先を見越して、府県廃止による道州制の実現を提言したのである。

自治体が工場誘致に熱をあげ、企業に奉仕している一方で、自民党政府や財界は、都道府県の自治体を解体する政策を進めていたのである。マスコミはこれに追随した。地域「開発」が自治体の

「解体」
のちをそ
立ち並び
年後のあ
この間
64（昭
起正式に
よくする
が表面化
坂出の
害をなく
を行ない
る運動が
海を住民
瀬戸内
その一端
西村忠
日本の海
揚する理
秀造も、
あるとい
案が「海
もかけが
性のみに
来、海は
を堀り、
べている
ところ
民にとっ
来、そこ
域住民自
られてい
黒沢孝
うに述べ
「いのち

「解体」と表裏一体であること。自民党政府が推進している「開発」政策が地域住民のくらしといのちをそこないつつあることに目をふさいで、当時の新聞は、やがて瀬戸内沿岸にコンビナートが立ち並び、四国は「黄金の四国」になる、などと新全綫を美化していた。万博の展示もまた「20年後のあなたの地域」などというキャッチフレーズで、政府の「開発」政策を宣伝した。

この間、瀬戸内海の汚染に抗議する住民運動が、次第に高まっていた。水島呼松地区住民は、64（昭和39）年、化学工場に抗議デモ、66（昭和41）年、家島の漁民が姫路の石油工場の起工式に抗議、67（昭和42）年、阿南の漁民が石油工場建設に反対する大会を開き、「阿南をよくする会」が結成され、68（昭和43）年、新居浜で住友化学磯浦アルミ製錬りのフッ素公害が表面化し、69（昭和44）年、伊方原発反対共闘会議が結成され、「公害から長浜を守る会」坂出の「アジア石油火力発電所反対市民協議会」がつくられた。70（昭和45）年には「公害をなくす呉市民の会」が発足し、香川県の漁民は川之江、伊予三島のヘドロに抗議して海上デモを行ない、71（昭和46）年には姫路で「いのちを守る会」ができ、佐賀関・白杵で漁民の海を守る運動が高まった。日本科学者会議は、72（昭和47）年、第1回瀬戸内シンポを開き、瀬戸内海を住民の手で豊かによみがえらせるための研究・討議と実践活動を今日まで続けてきている。

瀬戸内シンポに参加してきた研究者や住民が、その運動のなかで明らかにしてきた観点に学んで、その一端をあげてみたい。（敬称略）

西村忠行は、これまで「瀬戸内海に対する基本的な位置づけが欠落していた」、「さらに言えば、日本の海と海岸線に対する基本的なとらえ方が確立していない」、つまり、「利用関係の矛盾を止揚する理念」がなかった。ここに「根本的な問題がありはしないか」と指摘している。また、小沢秀造も、これまでの「海岸線に対する法制」には「海・海岸線は」「国民共有の財産、心のかてである」という基本的理念が欠落していた」と述べている。このような指摘は、「海浜保全基本法」草案が「海浜は生きとし生けるものの生命と心のふるさとであり」、「人間のくらしと文化の営みにもかけがえのない自然環境のひとつである」、「あらゆる人間性と文化を培うことの価値は、生産性のみにわい小化された経済的価値判断を超えて、測り知れず大きい」、と言い、入浜権宣言が「古来、海は万民のものであり、海浜に出て散策し景観を楽しみ、魚を釣り泳ぎ、あるいは（中略）貝を堀り、のりを摘むなど生活の糧を得ることは、地域住民の保有する法以前の権利であった」と述べていることとあわせて、その真意を理解すべきであろう。

ところで、第6回瀬戸内シンポのテーマは「埋立てと地域社会」であった。瀬戸内地域社会の住民にとって、瀬戸内海の「海と海岸線」は、基本的に何を意味するのか。瀬戸内の地域住民が、古来、そこに生き、住み、働き、学び、たたかってきた海と海岸線に対する基本的なとらえ方を、地域住民自らが確立するための観点を地域社会をとらえる基本的観点に立って明確にすることが求められているのではないか—第7回瀬戸内シンポが松山で開かれるにあたって、私はそう感じた。

黒沢孝生は、「自然の保全と回復し新しい町づくりをめざす住民運動の論理」について、次のように述べている。自然の保全と回復をめざす新しい町づくりの論理の「第一の視点」は、自然は、「いのちの住まう所である」という視点である。「近代合理主義の論理の下に」自然は「人間に従

出すもの」、「単に生産の一手段」としてしか扱われなかった。この論理こそ、自然を「単に物質と化し」、「破壊へと追いやった元凶」である。「様々な公害被害の実態を見ると、それは、”いのちあるもの”＝”自然”を”物質”と化してきた論理の必然的帰結として位置づけられる」、「つまり、第一の視点とは、自然の復権の内の人間性の全面的な解放をめざす論理に他ならない」、「第二の視点」は、「自然の歴史は同時に人間の歴史であり、長い関わりの内に地域の文化が生まれてくるもの」であるから、「自然の破壊とは、自然との長い関わりの中に生み出された地域の歴史の破壊であり」、「文化財保護運動」も「単に歴史的景観の保存や過去の遺跡の保存にとどまらず、過去の人々のいのちの証しを守ろうとしていることに他ならない」、「自然保護運動」も、「単に自然の保護にとどまらず」、「自然と関わってきた人々の生活史の保護」であり、「彼らのはぐくみ育ててきた多様な地域文化」を守るという「いちぢるしく豊かな内容を獲得する」ことになる。「第三の視点」とは、「地域住民自らがその環境に対して責任をもつ」ということで、「造られた町」を「自分たちの町に割り直していく」、「その主体は他ならぬ地域住民自身でしかあり得ない」、「住民主体の運動」のなかで、これらの「視点」を「具体化」してゆかねばならないというのである。

この「町づくりの論理」は、瀬戸内地域住民が、瀬戸内地域社会を住民自らの手で割り直していく論理としてとらえることができる。瀬戸内海の海は、単なる海面ではなく、「生きものの住まう所」であり、人々が生活する「むら」であり「まち」である。瀬戸内海の海と海岸線を自らの「むら」・「まち」として、そこに住んでいる住民が、自ら、その「地域社会」を「割り直す」主体＝地域社会の変革主体として成長していく歴史の道すじこそ、「瀬戸内海を住民の手で豊かによみがえらせる」道すじではないであろうか。

瀬戸内の「むら」や「まち」や「うら」や「しま」や「さと」は、いずれも、それぞれ、海と陸と空を含んで成立している地域住民社会集団（「社団」）であって、これらの「むら」や「まち」は、いわば、海岸線をセンターラインとする一環境＝一円盤としてとらえることができる。したがって、瀬戸内海は多数の地域社会の集合体であるとともに、それ自体が一つの大環境＝大円盤としての一大地域社会集団である。同時に、瀬戸内地域住民をふくむすべての国民が営み動かしている国民社会・民族社会のリングの一環である。

ところで、地域社会には、つねに、各時代・時期の階級的体制的矛盾が、その集団固有の内在的矛盾と全国社会の全般的矛盾と世界人類社会の普遍的矛盾との全一的な矛盾として貫徹している。

地域社会の住民は、たんに個人だけでなく、世帯も多様な団体もまた住民としてとらえられる。したがって、地域社会の住民は、つねに、歴史的に豊かに創出することができる。

また、地域社会の住民は、地域社会を変革する主体に歴史的に成長する。個人も世帯も集団も、地域社会の変革主体に成長する。このことは、同時に、地域社会そのものが、全国社会や人類社会を営み、動かし、変えていく主体に成長することを意味している。自治体が国政を変えていく主体に成長する道すじを確認することができるのも、そのためである。

しかも、地域社会の住民は、同時に、その国の国民である。現在、わが国の主権をもつ国民は、

同時に、自治権をもつ自治体の住民である。住民の自治は、国民の主権と相即している。地域住民の課題は、同時に、国民的課題であり、さらに、世界人類の課題と相即している。

こうした観点に立って、わたしたちは、瀬戸内地域住民の課題を、国民的課題、さらには人類的課題としてとりくむ歴史的な道すじを明らかにしなければならない。「開発」か「自然保護」かという二者択一の問題としてとらえるのではなく、住民自治・住民互惠の立場に立って、諸産業の共存・発展と環境の保全を新しい町づくり、自治体を変えていく営みとして、進めていく道すじを求めるべきであろう。そのことは、同時に国民的合意にもとづいて産業の発展と環境の保全をはかることを意味する。その方向はすでに現われつつある。これまでの「開発」は、住民自治・国民的合意にもとづくものでなかったし、諸産業の共存発展と住民互惠をもたらすものでもなかった。これまでの「開発」構想には、海は地域住民の「社寮」であるという「海と海岸線に対する基本的なとらえ方」が「欠落」していた。この瀬戸内シンボが、住民自治と国民的合意にもとづいて瀬戸内海を住民の手で豊かによみがえらせるための基本的観点と具体的な運動の指針を明らかにすることを期待している。